

華誠の知的財産権ニュースレター

2026年4月 第108期

目次

『2025年中国特許調査報告』から見る企業のイノベーションと権利保護における新たな動向

特許訴訟と権利保護：高額な賠償額の割合が繰り返し新記録を更新し、侵害や違法行為のコストが大幅に上昇している……………	2
海外における知的財産権の展開と紛争：欧米が依然として主戦場であり、中国企業の自発的な訴訟提起意識が高まっている……………	2
デジタル経済と最先端のイノベーション：研究開発期間が短く、特許の実用化による収益が市場全体を上回る……………	3
企業の知的財産サービスニーズ：コンプライアンス審査および戦略計画に関する需要が急増している…	4

特集連載

2025年『特許審査ガイドライン』改正解説シリーズ第5弾： 発明の実質的審査：「実質的貢献論」への回帰……………	5
---	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

『2025年中国特許調査報告』から見る

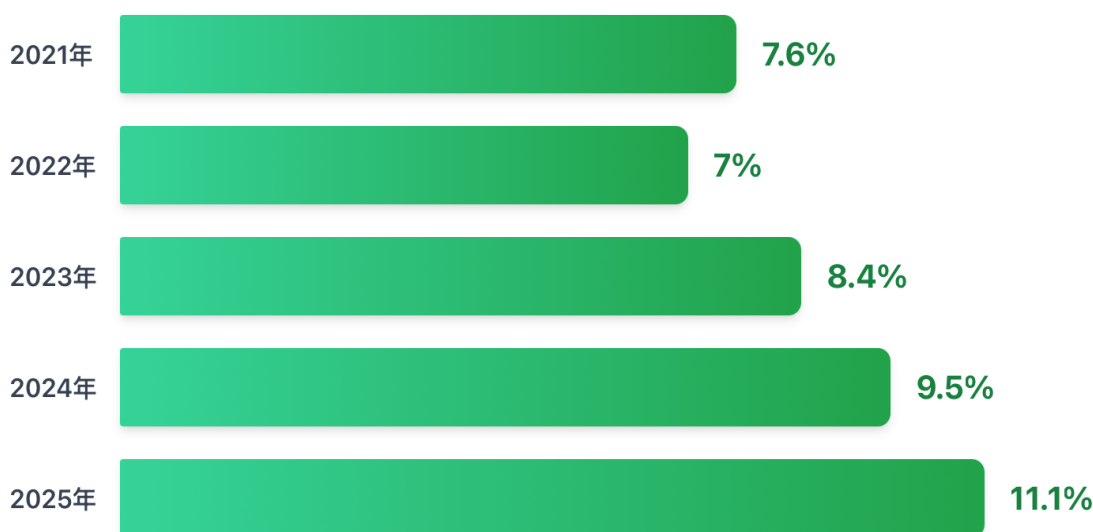
企業のイノベーションと権利保護における新たな動向

特許訴訟と権利保護：高額な賠償額の割合が繰り返し新記録を更新し、侵害や違法行為のコストが大幅に上昇している

近年、我が国における知的財産権の司法保護の強化が継続的に進んでいる。企業が関与する特許侵害訴訟において、裁判所が賠償額を決定した、裁判所による調停を行った、または裁判外で和解に至った案件のうち、金額が500万元以上であるケースの割合は11.1%に達した。これは前年比で1.6ポイント、2021年と比べても3.5ポイント上昇している。企業の規模が大きくなるほど、高額な賠償額が判決される割合も高くなる。大企業では、500万元以上という高収益範囲に該当する割合が14.9%に達している。これは強力な市場シグナルを発している。我が国における特許侵害に対する罰則の強化が進んでおり、企業が訴訟を通じて高額な賠償を得られるという見通しがさらに明確になっている。

過去5年間における特許侵害訴訟の高額賠償（500万元以上）の割合の推移

過去5年間の特許侵害訴訟事件における賠償・和解金額の分布より



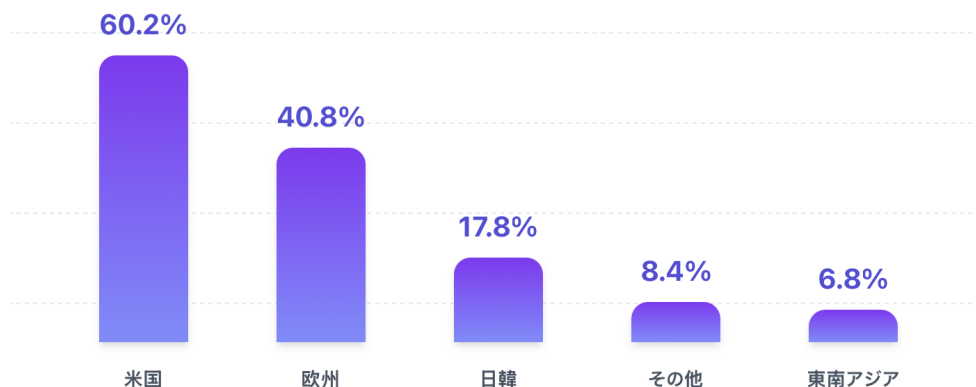
海外における知的財産権の展開と紛争：欧米が依然として主戦場であり、中国企業の自発的な訴訟提起意識が高まっている

企業の海外進出が加速するにつれて、海外における知的財産権紛争に遭う割合は3.1%に上昇した。その中で、訴訟が最も主要な紛争の形態であり、その割合は高達73.0%に上る。地域別に見ると、米国や欧州に関連する紛争が最も集中しており、それぞれ60.2%および40.8%を占めている。海外での不公平な扱いや制限措置（例えば製品やサービスの輸入制限など）に対して、中国企業はより積極的な対応戦略を採っている。企業の72.2%が研究開発を通じた技術革新を強化することを選択したのに対し、17.5%は「訴訟を提起して正当な権利を守る」ことを選択した。この割合は前年比で3.2ポイント上昇しており、企業が積極的に法的手段を用いて権利を擁護しようとする意識が著しく高まっていることを示している。

『2025年中国特許調査報告』から見る

企業が直面する海外知的財産紛争の主な対象国・地域割合

注：訴訟対象企業の紛争地域には重複がある



デジタル経済と最先端のイノベーション：研究開発期間が短く、特許の実用化による収益が市場全体を上回る

我が国の企業における発明特許の産業化率は着実に 54.0% に上昇し、1 件あたりの平均収益は 872.0 万円に達した。その中で、デジタル経済の核心産業のパフォーマンスが特に目立った。この分野における発明特許の研究開発期間は明らかに短く（開発期間の 45.5% が 1 年未満）、しかし産業化率は 56.5% に達しており、全国平均を上回っている。経済的リターンの面では、デジタル経済の核心産業における発明特許の産業化による平均収益は 1 件あたり 1,028.4 万円に達し、非デジタル経済の核心産業の 1 件あたり 791.2 万円の 1.3 倍である。デジタル経済産業は、「短期間で迅速かつ効果的に」開発が進められ、その技術の実用化による高いリターンを生み出すという特徴から、新たな生産力の育成における中心的な原動力となっている。

デジタル経済 vs 非デジタル経済：発明特許事業化の平均収益比較

異なる産業における発明特許事業化収益の推計より



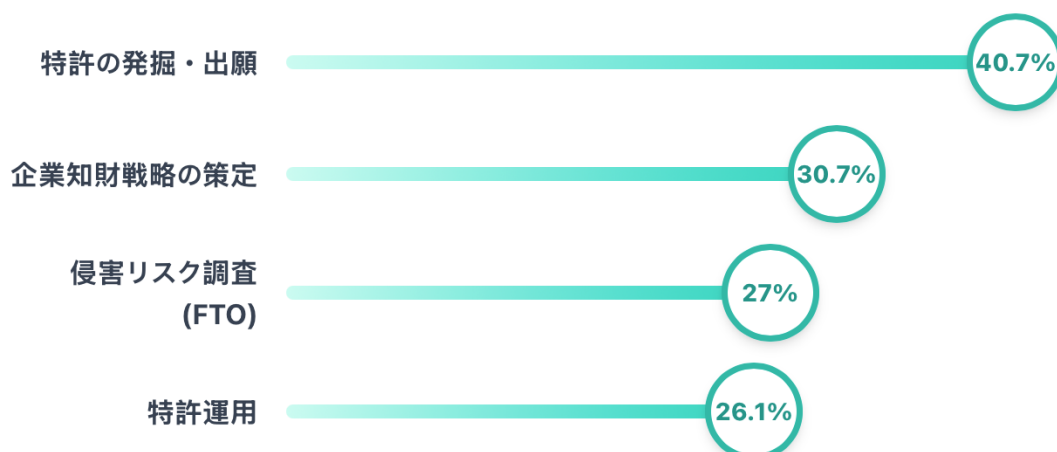
『2025年中国特許調査報告』から見る

企業の知的財産サービスニーズ：コンプライアンス審査および戦略計画に関する需要が急増している

調査によると、企業の44.7%が特許情報を主に市場化された機関から入手しており、企業が特許の質や保護に対する要求を高めるにつれて、高付加価値な知的財産サービスへの需要もますます強まっている。市場化されたサービス需要の中で、「特許の調査および出願」が40.7%を占めトップに立ち、その次に「企業の知的財産戦略の策定」（30.7%）、「特許製品開発前の侵害リスク調査」（27.0%）、そして「特許運用」（26.1%）が続いている。これは、企業の知的財産権管理が、単なる「出願による権利取得」から、研究開発の初期段階における「リスク調査（FTO）」や、マクロな視野での「知的財産戦略の構築」といった高付加価値なサービスへと拡大していることを示している。

企業の市場化知的財産サービスに対する需要分布 TOP 4

企業の各種知財サービスに対する需要割合 より



2025 年度知財特集

2025 年『特許審査ガイドライン』改正解説シリーズ第 5 弾：発明の実質的審査：「実質的貢献論」への回帰

1. 背景および法理的根拠の修正

今回の改正は、二つの重大な弊害に直接対処している。第一に、「同日二重出願」が「長期的な二重権利」の手段として異化し、「特許法」第 9 条が定める「一つの発明に対して一つの特許」という重複特許付与を禁じる趣旨から逸脱していることである。第二に、創造性の審査回答において「実質的でない特徴の単なる積み重ね」が広く見られ、特許権利要求の範囲が実際の技術的貢献と大きく乖離していることである。

改正の論理は新たなハードルを設けることではなく、立法の本来の趣旨に戻ることにある。手続きの厳格化と貢献の明確化を通じて、審査基準を『特許法』第 22 条第 3 項（創造性）および第 9 条（重複特許の禁止）の規範的目的と真正に一致させるのである。すなわち、特許保護の範囲は、発明者が技術的問題に対して実現した実質的な解決内容と厳密に対応していなければならない。

2. 核心審査基準の進化：「形式的な適合」から「実質的な一致」へ——「同日における二重申請」の手続きを統一化し（手続上のアービトラージを排除）

従来のガイドラインから「発明特許出願の変更を行う以外にも、実用新案を放棄することによって……」という例外的な表現を削除し、「実用新案を放棄することが発明特許の認可を受けるための唯一の前提である」と明確にする。

手続き上の義務を同期的に強化する：

・申請時に「同日における二重出願」を自発的に声明していない場合 → 第 9 条第 1 項に直接適用され、発明出願は却下される。

・発明が特許付与の要件を満たしているにもかかわらず、指定された期間内に放棄声明を提出しなかった場合 → 発明特許出願を却下する。期限までに回答がなければ → 当該発明特許出願は取り下げられたものとみなされる。

この措置により、「発明権の変更にあたって重複特許を回避する」というグレーゾーンな慣行が終焉を迎え、制度は「一時的な移行措置として、いずれか一つの特許を取得する」という当初の設計趣旨へと回帰した。

背景説明：20 世紀 90 年代半ば、発明特許出願の審査積圧問題を緩和するため、「同日二重出願」が一時的な措置として認められた。現在、特許出願および審査の状況は大きく変化しています。イノベーション主体による「同一日における複数の出願」への需要は年々低下しており、発明特許の審査期間は大幅に短縮されています。また、出願者は他の手段を通じて迅速な保護を受けることも可能です。したがって、立法の本来の趣旨に戻り、権利者と社会一般の利益を均衡させることが必要である。

創造的評価における「特徴除外」メカニズムの法制度化

新しいルール：「技術的な問題の解決に貢献していない特徴は、通常、創造性に影響を与えない。」
これにより、「野生植物＝天然物」と誤判定されることがなくなる。

2025 年度知財特集

典型的な例（カメラ関連の実施例）：カメラに関する発明であり、その技術的課題は、カメラ内部の機械構造および回路構造を改良することにより、シャッターの制御をより柔軟に実現することにある。審査官が請求項に創造性がないと指摘した後、申請人は請求項にカメラハウジングの形状、ディスプレイサイズ、バッテリーボックスの位置などの特徴を追加した。

審査の結論：説明書には、請求項に新たに追加された特徴と所述の技術的問題の解決との間に何らかの関連があることが明記されていない。これらの新規特徴は、請求項の主題自体に内在する通常の構成要素であるか、または当業者がその一般的な技術知識および通常の実験的手法に基づいて導き出すものである。また、出願人は、これらの技術的特徴が保護対象の技術的方案に何らかのさらなる技術的効果をもたらすことを示す証拠や十分な根拠を提出していない。したがって、上記の技術的特徴は当該技術的問題の解決に貢献しておらず、保護を求める技術的方案に創造性をもたらすものではない。核心的な変化は、創造性がもはや「差別的特徴の数」に依存するのではなく、「貢献のある差別的特徴の質」に依存するようになったということである。

3. 実務上の影響及び対応戦略

審査官に対して：

審査の焦点は、事実の照合から技術的貢献の特定へと移行している。0A では「貢献分析法」を頻繁に活用し、商業的・装飾的・一般的な要素を積極的に除外することで、技術的な問題を実際に解決するための核心的な要素に焦点を当てる。

申請者／代理人へ：

1. 「同日における二重出願」については戦略的な見直しが必要である。発明の平均審査期間が 13.8 ヶ月に短縮されていることを踏まえ、早期保護が確実に必要であり、かつ発明の将来性が明確な高価値技術にのみ二重出願を行うべきである。そうでない場合には、実用新案の単独出願、または発明の直接出願に加えて迅速審査手続きを適用する方がより効率的である。声明義務および放棄手続きを厳格に履行しなければならない。

2. 記述は防御である：各書き込み権限に伴う技術的特徴については、説明書において「特徴→問題→効果」という因果関係を明確に示さなければならない。「区別のために区別する」というような断片的な執筆手法を避けてください。また、区別点を増やすために、本発明の核心的な構想とは無関係な「ノイズ特徴」を無理に挿入してはいけません。

3. 0A の回答は次元を向上させた：反論の焦点は、「その特徴が公開されていない」という点から、「当該特徴がどのようにして特定の技術的問題を解決するか」という点へと移った。「特徴 A → 具体的な問題 B を解決 → 技術的効果 C が生じる」という完全な論理的連鎖を構築する必要があり、必要に応じて実験データを補足して技術的効果を裏付けるべきである。

今回の改正により、実質審査が「プロセス志向」から「貢献志向」へと移行することが示され、高品質な特許認可のための制度的基盤が強化された。